二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに四国中央市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市余呉町菅並字東佐惣平三八五の一から三八五の四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県河沼郡会津坂下町大字東松字牧ノ平丙一六一二の一、丙一六一二の六から丙一六一二の八まで、丙一六一二の一二、丙一六一二の一二、字二十苅丙一六〇四の一、丙一六〇四の二、丙一六〇五から丙一六〇八まで、丙一六一〇、丙一六一一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県諫早市小長井町古場字二ノ坂上二〇七の一、字井崎橋二二七の四、二二七の八八、二三一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県諫早市高来町黒新田字角場平五九の一〇、字長筬一七〇の一、字唐干田一九九の一、字下高城二六〇の五、字中高城二七五の二・二七五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五の一、字上高城二八六の八（次の図に示す部分に限る。）、二八六の一、二八六の六、二八六の一七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月六日

経済産業大臣　大畠　章宏

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社コバヨウ	新潟県新潟市東区宝町一番二十三号	株式会社コバヨウ　新潟県新潟市東区宝町一番二十三号 株式会社コバヨウ検査工事部　新潟県新潟市北区新崎二百九十三番の二十二	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、長野県	平成二十二年十一月十一日

○国土交通省告示第千四百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫